

## 新潟中央郵便局時給制契約社員の基本賃金について

### 1 概要

2017年5月4日の新潟郵便局開局に伴い、雇用替え(職務替えを含む。)となった時給制契約社員の評価については、特例措置として3年間雇用替え前の評価を引き継ぐこととしており、2020年9月30日をもって特例措置が終了。

2020年10月1日以降は、8月1日実施の定期評価結果に基づいて決定した基本賃金を適用することとなるが、新潟中央郵便局で雇用替えとなった時給制契約社員のうち、「実際の評価」が「雇用替え前の評価」に追い付いておらず、基本賃金が下がる社員がいることが判明。

当該時給制契約社員に対して、スキルを上げるための育成を十分に行ってこなかったことから項番3の対応を検討。

### 2 対象社員

新潟中央郵便局	郵便部	20名	
	第二集配営業部	1名	
	第三集配営業部	2名	計 23名*

※2020年2月1日実施の定期評価結果によるものであり、2020年8月1日実施の定期評価結果により変更となる場合がある。

### 3 対応(案)

- (1) 評価の引継期間を2021年3月31日まで延長する。
- (2) 新潟中央郵便局においては、評価の特例措置が終了することを関係社員に説明の上、スキル習得を希望する社員に必要な事務を担当させ、スキルを習得できるよう育成する。
- (3) 2021年2月1日実施の定期評価結果に基づいて決定した基本賃金を2021年4月1日から適用する。